

議案第47号

鳥取県職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,127人</u></p> <p> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,114人</u></p> <p> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>13人</u></p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,419人</u></p> <p> ア 県立学校の職員 <u>2,148人</u></p> <p> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>271人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,226人</u></p> <p> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,212人</u></p> <p> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>14人</u></p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,461人</u></p> <p> ア 県立学校の職員 <u>2,179人</u></p> <p> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>282人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>

(8) 企業局の職員 71人

(9) 略

(10) 県費負担教職員 4,197人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

(1) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）に派遣している職員

(2)～(7) 略

(8) 知事の事務部局の職員で、臨床研修を受けている医師であるもの

(9) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、第1号から第3号までの職員として派遣することとなる職員
(医師である者に限る。)

(8) 企業局の職員 80人

(9) 略

(10) 県費負担教職員 4,261人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

(1) 他の地方公共団体に派遣している職員

(2)～(7) 略

(8) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、第1号又は第3号の職員として派遣することとなる職員（医師である者に限る。)

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。